

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定)附属書3のLに基づくものです。

農林物資の規格化等に関する法律に基づく煮干魚類の日本農林
規格の改正について

下記のとおり、煮干魚類の日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせ
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
煮干魚類の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
煮干魚類
- 3 趣旨及び目的
煮干魚類の日本農林規格について、現在の製造・流通の実情等を踏まえ、以
下の改正を行う。
(1) 食品添加物の規定を見直す。
(2) 異物の規定を削除する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
T E L (0 3) 6 7 4 4 - 7 1 3 9
F A X (0 3) 6 7 4 4 - 0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から60日後